

吉田町監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、吉田町教育委員長から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成27年5月25日

吉田町監査委員 伊藤 利勝

監査の種別	監査の対象
定期監査	吉田中学校、自彊小学校 中央小学校、住吉小学校
<b>【指摘事項及び意見】</b> （平成27年1月21日 吉監第43号）	
<b>【指摘事項】</b>	
備品管理について	
学校備品管理規程（昭和38年8月16日教委規程第3号）第16条に規定する必要簿冊と異なる簿冊を用いている事例がみられた。従って学校備品管理規程に基づいて適正に備品管理が行われていたとは認め難い。今後については規程に基づく必要簿冊を用い、規程との整合性を図るべきである。	
<b>【意見】</b>	
(1) 備品管理について	
各学校では、学校備品管理規程（昭和38年8月16日教委規程第3号）第16条に規定する必要簿冊と異なる簿冊を用いている事例がみられた。所管部署である教育委員会事務局においては、学校備品管理規程の改定を含めて検討し、全校統一化された適正な備品管理が行われるよう、全校に対する指導・監督に努められたい。	
(2) 薬品管理について	
各学校における理科準備室の薬品（毒物・劇物）及び保健室の薬品管理について現在、管理規程がない状態で行われていること、また、理科準備室の薬品（毒物・劇物）による重大な事故が発生してからでは遅いということを強く意識し、児童・生徒の安全を第一に考え、所管部署である教育	

委員会事務局においては、薬品管理規程制定を含めて検討し、全校統一化された適正な薬品管理が行われるよう、全校に対する指導・監督に努められたい。

**【措置の内容】（平成 27 年 4 月 27 日 吉教委第 377 号）**

(1) 学校備品管理規程の廃止

学校備品管理規程（昭和 38 年 8 月 16 日教委規程第 3 号）は、現状の手続きに則さない部分があることから、平成 27 年 3 月 27 日開催の定例教育委員会において「学校備品管理規程を廃止する規程」を制定した。

(2) 「吉田町立小・中学校備品取扱いの手引」の策定

現在の学校現場において使用する様式等に則した「吉田町立小・中学校備品取扱いの手引」を教育委員会の内規として新たに策定し、平成 27 年 3 月 31 日付け吉教学第 2049 号により各学校に通知するとともに、平成 27 年 4 月 3 日開催の町内校長会において説明を行い、手引の内容を遵守し、備品管理が適正に行われるよう指導した。

(3) 「吉田町立小・中学校薬品管理取扱いの手引」の策定

現在の学校現場における取り扱いの実情に則した「吉田町立小・中学校薬品管理取扱いの手引（理科薬品用）及び（保健室薬品用）」を教育委員会の内規として新たに策定し、平成 27 年 3 月 31 日付け吉教学第 2050 号により各学校に通知するとともに、平成 27 年 4 月 3 日開催の町内校長会において説明を行い、手引の内容を遵守し、薬品管理が適正に行われるよう指導した。なお、手引の策定に際しては、学校薬剤師の助言をいただき策定している。